

5 水管第 3294 号
令和 6 年 3 月 12 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部変更（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙 2 の変更）について（諮問第 441 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において適用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(別紙2-8 すけとうだら太平洋系群)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準</p> <p>(1) 当初の配分 <u>漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 都道府県への配分方法 <u>都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>1(1)の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7～第9 (略)</p> <p>(別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準</p>	<p>(別紙2-8 すけとうだら太平洋系群)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準</p> <p>(1) 当初の配分 <u>漁獲可能量を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 都道府県への配分方法 <u>都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7～第9 (略)</p> <p>(別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準</p>

漁獲可能性を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の中で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 1(1)の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

(2) (略)

3・4 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能性を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の中で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2・3 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-11 すけとうだら根室海峡)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

漁獲可能性を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の中で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

(2) (略)

3・4 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能性を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の中で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2・3 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-11 すけとうだら根室海峡)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- 3 -

1 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能性を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の中で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2・3 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-12 するめいか)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1)・(2) (略)

(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乘せ配分

一定の漁獲可能性を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乘せして配分する。この場合において、上乘せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和6管理年度においては、本規定は適用しない。

①・② (略)

2・3 (略)

1 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能性を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の中で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2・3 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-12 するめいか)

第1～第5 (略)

第6 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能性の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1)・(2) (略)

(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乘せ配分

一定の漁獲可能性を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乘せして配分する。この場合において、上乘せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。

①・② (略)

2・3 (略)

- 4 -

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県に対しては次の(1)から(3)までに定めるところにより、大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。）に対しては次の(3)に定めるところにより配分する。

令和6管理年度においては、原則として、各都道府県に対しては次の(1)、(2)及び(4)に定めるところにより、大臣管理区分に対しては次の(2)、(4)及び(5)に定めるところにより配分する。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると込まれる場合には、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 当該管理年度における我が国全体の漁獲量の総量の当該管理年度の漁獲可能量から当該管理年度当初の国の留保を除いた数量（以下この別紙において「当初配分量」という。）に占める割合が70パーセントを超えることが見込まれる場合であって、農林水産大臣が必要と認める場合には、最新の資源調査の結果を踏まえつつ、過去の漁獲実績等を考慮した当該管理年度末までに予測される漁獲量と当初配分量との差を上限に配分する。

(5) 当該管理年度における8月末日までの我が国全体の漁獲量の総量の当初配分量に占める割合が35パーセントを下回る場合であって、一の大管管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセントを超えた場合には、当該大臣管理区分における令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値と当該大臣管理漁獲可能量の差を上限に、次の①及び②に定めるところにより配分する。

① 当該大臣管理区分における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県に対しては次の(1)から(3)までに定めるところにより、大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。）に対しては次の(3)に定めるところにより配分する。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると込まれる場合には、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量を配分する。

② ①に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

第7～第9 (略)

(別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)

第1～第3 (略)

第4 漁獲シナリオ

1・2 (略)

3 漁獲可能量の算定方法

(1) (略)

(2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

まさば対馬暖流系群又はごまさば東シナ海系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

第7～第9 (略)

(別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)

第1～第3 (略)

第4 漁獲シナリオ

1・2 (略)

3 漁獲可能量の算定方法

(1) (略)

(2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

まさば対馬暖流系群又はごまさば東シナ海系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも70パーセント以上増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

① (略)

② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。

③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

第5～第9 (略)

① (略)

② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。

(新設)

第5～第9 (略)

- 7 -

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

- 8 -

資源管理基本方針の一部を変更する告示案について

令和 6 年 3 月
水 産 庁

第 1 今回の変更事項

変更事項 1 : 「別紙 2 - 12 するめいか」における国の留保からの配分に係る規定の見直しについて

変更事項 2 : 「別紙 2 - 16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」における管理年度途中の漁獲可能量の調整に係る規定の見直しについて

変更事項 3 : 「別紙 2 - 8 すけとうだら太平洋系群」、「別紙 2 - 9 すけとうだら日本海北部系群」、「別紙 2 - 10 すけとうだらオホーツク海南部」及び「別紙 2 - 11 すけとうだら根室海峡」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準年の更新について

このほか、修辭的な修正や必要な附則を規定する予定。

第 2 今後のスケジュール

3 月中 : 官報掲載 (官報掲載日での同時施行)

【変更事項1】「別紙2-12 するめいか」における国の留保からの配分に係る規定の見直しについて

1 現状

- (1) 特定水産資源として漁獲可能量による管理を行っている「するめいか」については、毎年4月1日から翌年3月末日までを一管理年度として資源管理を行っている。
- (2) 「するめいか」については、例年3月までに、4月から開始する次の管理年度の漁獲可能量を定め¹、大臣管理区分と都道府県に配分をしている。
- (3) TACのうち、大臣管理区分に配分した数量と都道府県に配分した数量以外の残りの数量は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応することを目的とした国の留保としている。
- (4) 令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月末日まで）及び令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月末日まで）については、漁獲可能量のうち69,200トン²を年度当初の大臣管理区分及び都道府県への配分数量とし、残りの1万トンを国の留保としている²。
- (5) 「するめいか」の国の留保の配分方法は、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）における「するめいか」の別紙（別紙2-12）において、次のとおり定めている。
 - ・ 農林水産大臣が必要と認める場合に配分する（漁獲割当管理区分を除く。）。
 - ・ 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量が、（ア）当該都道府県別漁獲可能量³の75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日、又は、（イ）当該都道府県別漁獲可能量の残量が1千トンを下回った日を経過した場合には、予め規定する計算式⁴に基づいて配分する（以下「75%ルール」という。詳細は参考を参照。）。

2 変更の趣旨

- (1) 令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月末日まで）の「するめいか」の管理については、「するめいか」の資源状況が現行（令和4管理年度から令和6管理年度まで）の漁獲可能量の設定の根拠となっている資源評価が行われた令和3年度当時と比べて悪化しているとの最新の資源評価結果等を踏まえ、漁獲可能量は引き続き79,200トンとするものの、大臣管理区分と都道府県への配分数量はあわせて

¹ 令和3年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、令和4年度から令和6年度の3年間は漁獲可能量を79,200トンに固定することとしている。

² 令和4管理年度及び令和5管理年度の「するめいか」の漁獲可能量は79,200トン、年度当初における大臣管理区分への配分数量は49,900トン、都道府県への配分数量は19,300トン、国の留保は10,000トンである（※国の留保から漁獲割当管理区分への上乗せ配分を行う前の数字）。

³ 各都道府県への配分数量のこと

⁴ 具体的な計算方法は、参考を参照

29,000 トンと抑制し、残りの 50,200 トンは国の留保とすることとした。

(2) このことに伴い、令和 6 管理年度においては、国の留保からの配分方法についても、現行より限定した場合にのみ配分するよう必要な見直しを行うこととする。

ただし、「するめいか」は単年生の生物資源であり、加入状況⁵が良い場合には資源が急増する可能性があることから、一定の柔軟な運用も確保することとする。

(3) なお、令和 7 年度以降の漁獲可能量の算定方法や留保からの配分方法等については、令和 6 年度中に、最新の資源評価結果等をもとに関係者で検討を行う予定としている。

3 変更内容の概要

(1) 別紙 2-12 の第 6 の 4 に規定する国の留保からの配分について、以下を原則とする内容に変更する。ただし、いずれの変更後の規定においても、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、国の留保からの配分は行わない。

【大臣管理区分に対する国の留保からの配分】

<現行>

- ・ 農林水産大臣が必要と認める場合（漁獲割当管理区分を除く。）
⇒ 具体的な追加配分の数量は、農林水産大臣の裁量の下で算出し、その数量は水産政策審議会に諮問の上で決定する。

<変更後>

- ・ 一の大臣管理区分における「するめいか」の漁獲量の総量が、当該大臣管理区分への配分数量の 75%に達した場合（ただし、8 月末日までの我が国全体の「するめいか」の漁獲量の総量が、管理年度の当初に設定した漁獲可能量（国の留保を除く。）の 35%未満である場合に限る。）
⇒ 具体的な追加配分の数量等は、75%ルールの配分方法と同様とする。
⇒ 具体的な追加配分の数量を農林水産大臣の裁量の下で算出し、その数量は水産政策審議会に諮問の上で決定する。
⇒ 上記いずれの場合も、追加配分後の当該大臣管理区分への配分数量は、直近の過去 3 年（令和 2 管理年度から令和 4 管理年度まで）におけるその大臣管理区分での「するめいか」の漁獲量の平均を上限とする。
- ・ 我が国全体の「するめいか」の漁獲量の総量が、管理年度の当初に設定した漁獲可能量（国の留保を除く。）の 70%を超えることが見込まれる場合
⇒ 資源調査結果等の科学的な知見を踏まえつつ、我が国全体の過去の「するめいか」の漁獲実績から予測される漁期末までの漁獲量予測と、漁獲可能量との

⁵ 漁獲開始年齢に達した資源量の状況

差を上限に、具体的な追加配分の数量等を農林水産大臣の裁量の下で算出し、その数量等は水産政策審議会に諮問の上で決定する。

【都道府県に対する国の留保からの配分】

＜現行＞

- ・ 農林水産大臣が必要と認める場合
⇒ 具体的な追加配分の数量は、農林水産大臣の裁量の下で算出し、その数量は水産政策審議会に諮問の上で決定する。
- ・ 75%ルール

＜変更後＞

- ・ 我が国全体の「するめいか」の漁獲量の総量が、管理年度の当初に設定した漁獲可能量（国の留保を除く。）の70%を超えることが見込まれる場合
⇒ 【大臣管理区分に対する国の留保からの配分】と同様に追加配分する。
- ・ 75%ルール

(2) 別紙2-12の第6の1(3)に規定する漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分について、

- ・ 令和6管理年度は国の留保の数量が大きく、現行の規定通りに上乗せ配分を行った場合には多くの数量が上乗せ配分されることとなり、当初配分量を抑制することにつながらないこと、
 - ・ (1)のとおり、令和6管理年度については、漁獲割当て管理区分に対しても国の留保からの追加配分を行うことがあり得るルールとする考え方であること、
- を踏まえ、令和6年度においては上乗せ配分を行わないこととし、そのための変更を行う。

【変更事項2】「別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」における管理年度途中の漁獲可能量の調整に係る規定の見直しについて

1 現状

- (1) 資源管理基本方針の本則第1の2(4)①では、漁獲可能量は、最新の資源評価及び資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）により導かれる生物学的漁獲可能量の範囲内で定めるものとされている。
- (2) 一部の特定水産資源については、資源の特性上、毎年の加入量⁶の水準等によって全体の資源量が大きく変動することがある。その場合、毎年の資源評価によって算出される生物学的漁獲可能量や、それに基づいて設定される漁獲可能量も大きく変動する。地域にとっても産業上重要と考えられる特定水産資源の漁獲可能量の大きな変動は、漁業者のみならず加工・流通業者等の関係者の経済活動も大きな影響を受けることを踏まえ、一定の条件を満たした場合に、当該管理年度の途中に、当該管理年度と翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができることとしている。
- (3) 当該条件については、本則第1の2(4)②のほか、特定水産資源ごとに別紙2に定めており、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」については、別紙2-16の第4の3(2)に定めている。

2 変更の趣旨

令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年6月末日まで）において、実際に「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の漁獲可能量の調整を行った実績を踏まえ、数量管理のより円滑な運用を実現するため、科学的な助言等を踏まえつつ、別紙2-16の第4の3(2)に定める管理年度途中の漁獲可能量の調整に係る規定について変更を行うこととする。

3 変更の概要

- (1) 別紙2-16の第4の3(2)では、「当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも 70 パーセント以上増加することが示された場合」に、一定の条件下で、漁獲可能量の調整ができることとしている。当該条件には、「漁獲可能量の調整により、漁獲圧力が、漁獲シナリオに定められた漁獲圧力を超えないことが見込まれること」や、「当該特定水産資源の親魚量が、令和12年(2030年)に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内」であること等が規定されている。

「当該管理年度の翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも 70 パーセント以上増加することが示された場合」との内容は、漁獲可能

⁶ 漁獲開始年齢に達した資源量

量の調整に係る規定が令和4管理年度に新たに導入されたものであり、導入当初はある程度予防的に運用することが望ましい等との考えのもとに導入されたものであるが、

- ・ 少なくとも生物学的漁獲可能量が増加することが示されており、かつ、
- ・ 上記の条件を満たす場合には、

最大持続生産量を実現できる資源量の水準を維持し、又は回復させることを実現するために特段の支障はないと考えられることから、以下の内容の変更を行うこととする。

(現行)「翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも 70 パーセント以上増加することが示された場合」

(変更後)「翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも 増加することが示された場合」

- (2) 現行の規定では、翌管理年度との間で漁獲可能量の調整が行われた結果、当該管理年度のTACに追加配分された数量(以下「追加数量」という。)は、翌管理年度の当初のTACから減ずることとしている。しかしながら、漁獲可能量の調整を運用する中で、追加数量のうち一定量について、未消化となる状況が発生した。そのため、限られた漁獲可能量の有効利用を図れるように、漁獲可能量の調整が行われた管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

【変更事項3】「別紙2-8 すけとうだら太平洋系群」、「別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群」、「別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部」及び「別紙2-11 すけとうだら根室海峡」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準年の更新について

1 現状

- (1) 特定水産資源である「別紙2-8 すけとうだら太平洋系群」、「別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群」、「別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部」及び「別紙2-11 すけとうだら根室海峡」では、漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準として、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて配分することを基礎としている。
- (2) 令和3年(2021年)から令和5年(2023年)までにおけるTAC配分においては、直近の漁獲状況を反映しつつ安定的な操業を可能にするため、可能な限り直近の漁獲実績及び一定の配分の比率を用いることとし、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績に応じた配分を行っている。

2 変更の趣旨

令和6年の漁獲可能量の配分に当たっては、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの3年間の漁獲実績が新たに利用可能となる場所、引き続き直近の漁獲状況を反映しつつ安定的な操業が可能となるよう、配分に係る基準年を「令和2年(2020年)から令和4年(2022年)まで」の3年間に更新する。

3 変更の概要

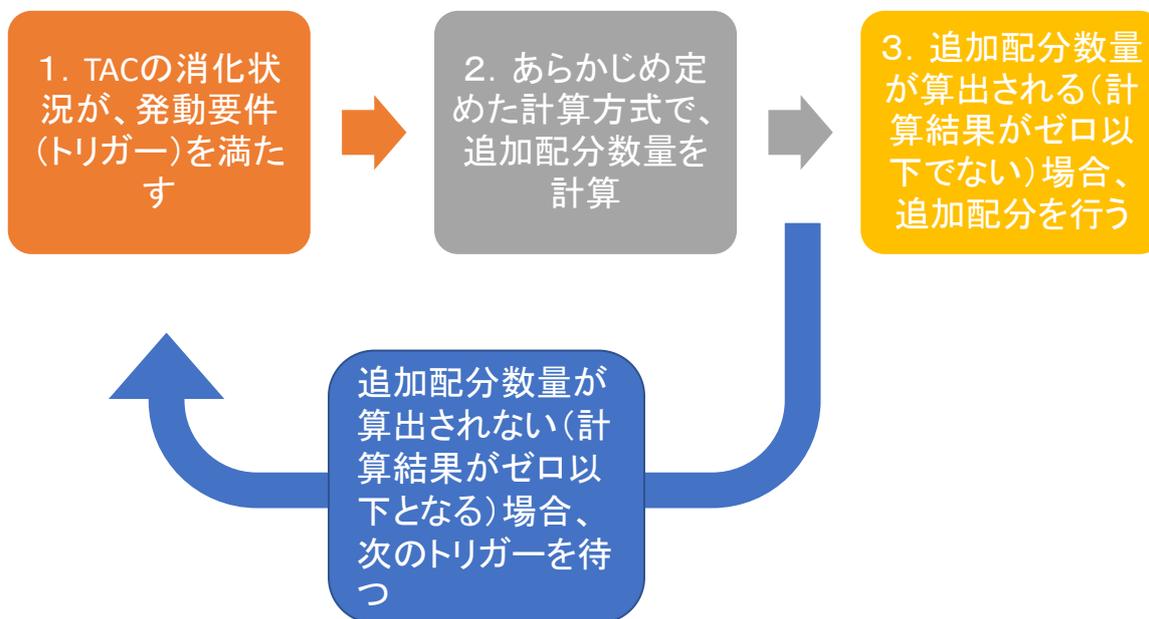
「別紙2-8 すけとうだら太平洋系群」、「別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群」、「別紙2-10 すけとうだらオホーツク海南部」及び「別紙2-11 すけとうだら根室海峡」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準に用いる漁獲実績について、「平成29年(2017年)から令和元年(2019年)まで」のものから、「令和2年(2020年)から令和4年(2022年)まで」に変更する。

(参考)

	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R元年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)	R5年 (2023年)	R6年 (2024年)	R7年 (2025年)	R8年 (2026年)
漁獲実績										
TACの 配分基準										

(以上)

基本的な流れ

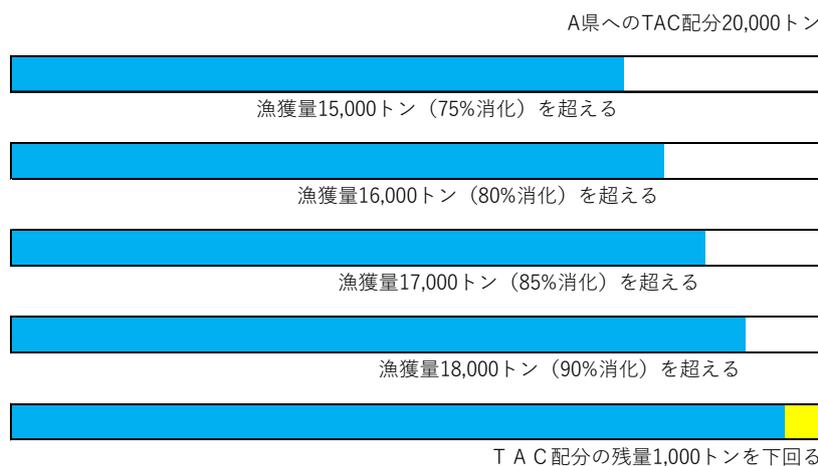


1. 発動要件（トリガー）について

● T A C 配分を受けた都道府県において、T A C 配分の消化率（配分数量に対する漁獲数量の割合）が、以下のいずれかに該当する場合、発動要件（トリガー）を満たすものとし、その日を「基準日」とする。

- 消化率が75%を超えた
- 消化率が80%を超えた
- 消化率が85%を超えた
- 消化率が90%を超えた
- 配分数量の残量が、1,000トンを下回った

（例）TAC配分（20,000トン）を受けているA県におけるトリガー



2. 追加配分の計算方式

- トリガーが満たされた場合、あらかじめ定めた計算方式で、追加配分数量を計算する
- ただし、1回に追加配分する数量は、当該都道府県の当初配分数量を上限とする

(例) A県のTAC配分数量消化率が、4月15日(以下、基準日とする)に75%を超えた仮定の事例で計算
(管理期間1~12月)

【段階1】期間予測漁獲量を計算する(千トン未満切り上げ)

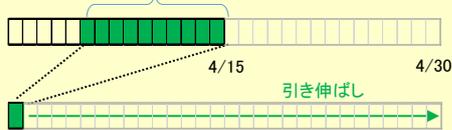
計算方式1: 期間予測漁獲量 = ① + ② + ③ = 22,800トン

① 1~3月実績値(基準日の属する月の前月まで)

12,000トン

② 4月分(基準日の属する月)

基準日の直近10日間の1日当たり平均漁獲量で、
1か月分引き伸ばし、



直近10日間の漁獲量が2,000トンの場合

$2,000\text{トン} \div 10\text{日} \times 30\text{日} = 6,000\text{トン}$

③ 5月分(基準日の属する月の翌月)

5月の過去5年の上位3平均 3,200トン × 特異率1.5 = 4,800トン

- ・過去5年の上位3平均の値を用いる
- ・特異率が1以上の場合、特異率を乗じる 特異率 = $1 \sim 3\text{月実績値} / 1 \sim 3\text{月の過去5年の上位3平均}$

2. 追加配分の計算方式 ~続き~

(例) A県のTAC配分数量消化率が、4月15日(以下、基準日とする)に75%を超えた仮定の事例で計算
(管理期間1~12月)

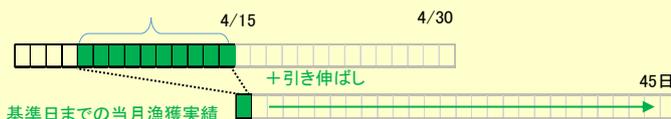
計算方式2: 期間予測漁獲量 = ① + ② = 24,000トン

① 4月15日までの実績値(基準日まで)

15,000トン

② 4月16日から45日間分(基準日の翌日から45日間)

基準日の直近10日間の1日当たり平均漁獲量で、
45日分引き伸ばし、



直近10日間の漁獲量が2,000トンの場合

$2,000\text{トン} \div 10\text{日} \times 45\text{日} = 9,000\text{トン}$

【段階2】計算方式1と計算方式2の期間予測漁獲量を比較して、大きい方を用いる
(上記の場合は24,000トン)

【段階3】期間予測漁獲量から現在のTAC配分数量を引いて、追加配分数量を算定

⇒ この事例では追加配分数量が以下のとおり計算され、配分される

追加配分数量 = 期間予測漁獲量 - 現在のTAC配分数量
(千トン未満切り上げ) 計算方式1・計算方式2のうちいずれか大きい方を用いる

6 4,000トン = 24,000トン(計算方式2の方が大きい) - 20,000トン

15